

市民・スポーツ文化局

【 代 表 課 】

市民総務課 048-829-1214（直通電話番号）

（各事業のお問い合わせ先がご不明の場合には、上記代表課にてご確認ください。）

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1
1	(歳入)行政財産使用料(見沼ヘルシーランド)		2,812			1						1	さいたま市見沼ヘルシーランドのレストラン・売店、自動販売機、野菜販売、マッサージ室及び農産物直売所の使用料と電柱敷地料である。		いずれも「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき許可し、使用料を徴収しているものであるが、条例の基準以上の使用料を徴収することが可能であるか模索する。				1	1			市民総務課	カ-3
2	(歳入)行政財産使用料(ホテル南郷)		341			1						1	さいたま市ホテル南郷の喫茶及び売店使用料と電柱敷地料である。		いずれも「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき許可し、使用料を徴収しているものであるが、条例の基準以上の使用料を徴収することが可能であるか模索する。				1	1			市民総務課	カ-3
3	(歳入)行政財産使用料(新治ファミリーランド)		541			1						1	さいたま市新治ファミリーランドの自動販売機設置使用料、冷凍庫設置使用料、特別高圧線電柱敷地料及び線下の土地使用料である。		いずれも「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき許可し、使用料を徴収しているものであるが、条例の基準以上の使用料を徴収することが可能であるか模索する。				1	1			市民総務課	カ-3
4	(歳入)行政財産使用料(しらさぎ荘)		1,219			1						1	さいたま市しらさぎ荘の売店、自動販売機、喫茶コーナー及び職員宿舎の使用料である。		いずれも「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき許可し、使用料を徴収しているものであるが、条例の基準以上の使用料を徴収することが可能であるか模索する。				1	1			市民総務課	カ-3
5	(歳入)南浦和コミュニティセンター外16施設使用料		125,939			1						3	市民に対して、施設利用に係る使用料を徴収し、許可書(兼)領収書を交付する。		適正な使用料であるかの検討の余地があるため、平成22年度中に検討する。				1				コミュニティ課	オ-3
6	(歳入)行政財産使用料		129			1						3	コミュニティセンターにおける電柱、電話柱、自動販売機などの設置(行政財産の使用)につき徴収する使用料である。		行政財産使用料の見直しについては、市全体のこととして行うことが必要だが、コミュニティセンターにおいて使用料の減免割合の縮小について検討する。				1				コミュニティ課	カ-3
7	(歳入)市民活動サポートセンター使用料		931									3	市民活動サポートセンターにおける団体ロッカー(大・小)、メールボックス、プロジェクター等貸出機材に係る使用料である。団体ロッカー及びメールボックスの使用料の算定根拠は行政財産使用料の算定方法により算定した。貸出機材の使用料の算定根拠は、コミュニティセンターの貸出機材の使用料の水準に合わせて設定した。		類似施設との平準化を含め、適正な使用料について検討する。				1				市民活動支援室	オ-4
8	(歳入)男女共同参画推進センター使用料		808			1						1	センター使用料は、センターにある、3つの会議室と、プレイルームの使用料である。なお、料金は、さいたま市男女共同参画推進センター条例第11条で定められている。		会議室の利用については、受益者負担の考え方から、開設当時の施設管理経費や光熱水費相当分を負担していただくこととして料金の設定を行っています。また、開館して6年しか経過していないので、現状どおりとしますが、施設管理経費など精査し、必要であれば見直しを検討します。				1				男女共同参画課	オ-4
9	(歳入)男女共同参画推進センター行政財産使用料		65			1						1	男女共同参画推進センター内の自動販売機の設置(行政財産の使用)につき徴収する使用料である。市民サービスを目的に、清涼飲料水を販売している業者に、施設の一部スペースを貸して、自動販売機を設置している。使用料については、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条で使用料が定められている。		行政財産の使用料の見直しについては、市全体のこととして取り扱う必要があるが、現在設置されている清涼飲料水の自動販売機は、市民サービスのため使用を認めており、歳入確保も可能なことから現行どおりとする。				1				男女共同参画課	カ-3
10	(歳入)六日町山の家使用料		20,273			1						1	六日町山を家の宿泊使用料、休憩使用料、大広間使用料である。		消費税導入時から見直しをしていない使用料金等を改正することにより、歳入の増加が見込まれるか検討する。	3.0	1.0	14.0	1	1	1		六日町山の家	オ-3
11	(歳入)行政財産使用料		50			1						1	六日町山を家の自動販売機設置使用料、及び遊戯機械設置使用料である。		いずれも「行政財産目的外使用許可事務取扱要領」に基づき許可し、使用料を徴収しているものであるが、条例の基準以上の使用料を徴収することが可能であるか模索する。				1				六日町山の家	カ-3

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
12	(歳入)行政財産使用料		668		1								1	(株)東京電力等からの支線及び電柱の設置申請や業者などによる体育館・武道館の自動販売機等の設置申請を許可し、占用料の徴収を行っている。本市の道路占用料は第3種電柱の2,900円、支線は120円となっている。自動販売機等については、土地の評価額より1㎡あたりで積算を行っている。		本件は、さいたま市財産規則及びさいたま市行政財産の使用料に関する条例、さいたま市道路占用料徴収条例を基準としており、実情を反映した適正な金額となっていると考えている。	0.2			1					スポーツ企 画課	カ-3
13	(歳入)行政財産使用料		3		1								1	株式会社東京電力からの支線及び電柱の設置申請を許可し、占用料の徴収を行っている。本市の道路占用料は第3種電柱の2,900円、支線は120円となっている。		本件は、道路占用料徴収条例を基準としており、実情を反映した適正な金額となっていると考えている。	0.1			1					スポーツ振 興課	カ-3
14	(歳入)プラザイースト使用料		51,000		1								3	さいたま市地域中核施設プラザイーストの施設利用に係る使用料である。		類似施設との平準化を含め、適正な使用料について検討する。				1					文化振興課	オ-4
15	(歳入)プラザウエスト使用料		37,800		1								3	さいたま市地域中核施設プラザウエストの施設利用に係る使用料である。		類似施設との平準化を含め、適正な使用料について検討する。				1					文化振興課	オ-4
16	(歳入)プラザノース使用料		44,500		1								3	さいたま市地域中核施設プラザノースの施設利用に係る使用料である。		類似施設との平準化を含め、適正な使用料について検討する。				1					文化振興課	オ-4
17	(歳入)盆栽四季の家使用料		379		1								1	さいたま市盆栽四季の家の施設利用に係る使用料である。		類似施設との平準化を含め、適正な使用料について検討する。				1					文化振興課	オ-3
18	(歳入)行政財産使用料		19,546		1								1	文化施設における電柱、電話柱、ATM機、自動販売機、食堂などの設置(行政財産の使用)につき徴収する使用料である。		行政財産使用料の見直しについては、市全体のこととして行う必要があるが、文化施設において使用料の減免割合の見直しについて検討する。				1					文化振興課	カ-3
19	(歳入)大宮盆栽美術館使用料		8,453		1								1	大宮盆栽美術館の観覧料、特別使用料、施設使用料及び駐車場使用料		年間を通じての来館者数が未確定のため、見直しは行わない	10.0	0.8		1					大宮盆栽美 術館	オ-4
20	(歳入)行政財産使用料		5,061		1								1	各区役所における電柱、電話柱、ATM機、自動販売機などの設置(行政財産の使用)につき徴収する使用料である。なお、PHSの無線基地局として行政財産目的外使用を許可した事業者が、会社経営の悪化により、行政財産使用料の一部に収入未済が生じている。		行政財産使用料の見直しについては、市全体のこととして行う必要があるが、区役所においては平成22年度中に使用料の減免割合の見直しを行い、平成23年度からの実施を目指す。また、収入未済に係る対応については、これまで督促状の送付に加え、未納者を直接訪れ支払いを促してきたが支払いには至ってはいない。今後も継続的に未納分の請求をしていく。				1					区政推進室	カ-1
21	(歳入)行政財産使用料 公衆電話ボックス		3										1	土支所に設置された公衆電話ボックスにかかる使用料である。また、さいたま市行政財産使用料に関する条例別表及びさいたま市道路占用料徴収条例別表で料金が定められている。		平成21年度にさいたま市道路占用料徴収条例の改正があり、料金について既に見直しが行われており、他市と比較しても乖離はないため、現状を維持していく。				1					区政推進室	カ-3

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2			附 表 1	附 表 2
22	(歳入)行政財産使用料 第1種電話柱		2					1					1	土合支所に設置された電話柱にかかる使用料である。また、さいたま市行政財産使用料に関する条例別表及びさいたま市道路占用料徴収条例別表で料金が定められている。		平成21年度にさいたま市道路占用料徴収条例の改正があり、料金について既に見直しが行われており、他市と比較しても乖離はないため、現状を維持していく。				1				区政推進室	カ-3
23	(歳入)行政財産使用料 第3種電柱		6					1					1	土合・春岡支所に設置された電柱にかかる使用料である。また、さいたま市行政財産使用料に関する条例別表及びさいたま市道路占用料徴収条例別表で料金が定められている。		平成21年度にさいたま市道路占用料徴収条例の改正があり、料金について既に見直しが行われており、他市と比較しても乖離はないため、現状を維持していく。				1				区政推進室	カ-3
24	(歳入)行政財産使用料 その他の柱類		1					1					1	土合支所に設置する電話柱、電柱の支線にかかる使用料である。また、さいたま市行政財産使用料に関する条例別表及びさいたま市道路占用料徴収条例別表で料金が定められている。		平成21年度にさいたま市道路占用料徴収条例の改正があり、料金について既に見直しが行われており、他市と比較しても乖離はないため、現状を維持していく。				1				区政推進室	カ-3
25	(歳入)行政財産使用料 郵便ポスト		1					1					1	土合支所に設置する郵便ポストにかかる使用料である。また、さいたま市行政財産使用料に関する条例別表及びさいたま市道路占用料徴収条例別表で料金が定められている。		平成21年度にさいたま市道路占用料徴収条例の改正があり、料金について既に見直しが行われており、他市と比較しても乖離はないため、現状を維持していく。				1				区政推進室	カ-3
26	(歳入)戸籍証明手数料 戸籍謄抄本		85,218										1	戸籍謄抄本の証明発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
27	(歳入)戸籍証明手数料 戸籍記載事項証明書		64										1	戸籍記載事項証明書の証明発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
28	(歳入)戸籍証明手数料 除籍謄抄本		26,955										1	除籍謄抄本の証明発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
29	(歳入)戸籍証明手数料 除籍記載事項証明書		1										1	除籍記載事項証明書の証明発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
30	(歳入)戸籍証明手数料 届書受理証明書		3,624										1	届書受理証明書の証明発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
31	(歳入)戸籍証明手数料 届書受理証明書(上質紙)		21					1					1	届書受理証明書(上質紙)の発行にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1
32	(歳入)戸籍証明手数料 届書の閲覧		1					1					1	届書の閲覧にかかる手数料である。		戸籍等関係事務手数料については政令で標準額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数				提出調書				担当課	行革本部 の見解	
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3
33	(歳入)住民票写手数料 住民票及び戸籍の附票の写し		2,002			1			1					1	住民票及び戸籍の附票の写しの発行にかかる手数料である。		平成22年度中に、証明書の交付に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	オ-4
34	(歳入)住民票写手数料 住民票記載事項証明書		51,504			1			1					1	住民票記載事項証明書発行にかかる手数料である。		平成22年度中に、証明書の交付に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	オ-4
35	(歳入)住民票写手数料 住民票の閲覧		373			1			1					1	住民票の閲覧にかかる手数料である。		平成22年度中に、住民票の閲覧に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	オ-4
36	(歳入)住民票写手数料 住民基本台帳カード		23,879										1	1	住民基本台帳カードの発行にかかる手数料である。		平成22年度中に、住民基本台帳カード発行に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	ク-1
37	(歳入)諸証明手数料 印鑑登録証明書		97,146			1			1					1	印鑑登録証明書の発行にかかる手数料である。		平成22年度中に、印鑑登録証明書発行に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	オ-4
38	(歳入)諸証明手数料 外国人登録証明書		3,613			1			1					1	外国人登録証明書の発行にかかる手数料である。		平成22年度中に、外国人登録証明書発行に要するコストを精査するとともに、関東地方の指定都市の手数料水準も勘案して適正な手数料額を検討する。				1				区政推進室	オ-4
39	(歳入)諸証明手数料 臨時運行許可申請		1,694										1	1	臨時運行許可申請にかかる手数料である。		臨時運行許可に関する手数料については政令で額が示されており、他市も同額で設定していることから、政令が改正されるまでは現状のとおりとする。				1				区政推進室	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調査			担当課	行革本部 の見解										
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3									
40	住民相談事業	住民相談事業	19,990	C		1																		2.4.5	市民生活において抱える相談は、高度化・多様化しており、専門の相談員を設けて、10区くらし応援室において個々のケースに即した適切な助言・回答を行う。	ク	アンケート調査結果で高い満足度がうかがえ、市民生活の安定に寄与しているといえる。今後も常に市民ニーズを把握しながら引き続き事業を継続する。	1.0			1		1		市民総務課	オ-9
41	住民相談事業	市民手帳発行事業	2,450	C		1		1																1	市民生活に密接な市の施設概要やテレフォンガイド等を掲載した市民手帳を作成し、販売する。	ク	この市民手帳は、手帳としての機能のみではなく、さいたま市の情報発信など市民の利便性向上のひとつの手段として機能しており、また売上の結果から市民ニーズも高く、今後も印刷にかかるコストを削減を図りながら継続する。	0.2			1				市民総務課	カ-3
42	大宮ソニック市民ホール管理運営事業	大宮ソニック市民ホール管理運営事業	65,713	C	1	1					1													3	市民文化の向上及び市民相互の交流を促進するために、大宮ソニック市民ホールの維持管理、利用受付、貸出業務等を指定管理者に委託し、指定管理者と共に、利用者サービスの向上に努める。また、大宮ソニックシティビルの共用部の管理については、各区分所有者とともに管理会社に委託している。	ク	立地条件に恵まれている施設であるが、PR方法の検討や県の施設との共同利用により、さらに利用率、稼働率の向上を図る。今後は指定管理者と連携を図り、利用率の向上及び経費削減を図りながら継続する。	0.4			1		1		市民総務課	ウ-2
43	国内交流推進事業	国内交流推進事業	2,303	C																				2	各国内友好都市の持つ長い歴史や伝統、地域に根ざした文化等を市民参加によるツアー・イベントで体感するとともに、咲いたまつり・浦和まつりなどにおける物産品即売会を通じて、友好関係を更に発展させ、住民相互の交流を推進する。	ク	合併前からの各国内友好都市との交流の歴史を踏まえ、市民が国内友好都市に訪れたいと思うPR方法や友好関係を推進するための今後の交流のあり方を検討しながら事業を継続する。	0.8			1		1		市民総務課	オ-9
44	保養施設管理運営事業	ホテル南郷管理運営事業	58,395	C	1						1													3	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ることを目的とすると共に、本市と国内友好都市関係にある地元自治体との重要な交流の拠点施設としている。また、学校教育の一環として行われる自然体験活動を冬季の平日を中心に受け入れ、この部分の役割も担っている。	ク	平成20年度の利用者一人あたりの概算コストは、指定管理者制度導入前の平成19年度と比較して3,344円減少し、更に平成21年度は727円減少しており、民間事業者のノウハウが活かされている。また、この施設は昭和63年の建築で新耐震基準に適合した建物であることから、今後は、利用料金の見直しや利用者を増加させるための方策などを指定管理者と協議し更なるコスト削減に努めながら、継続する。	0.4			1		1		市民総務課	ケ
45	保養施設管理運営事業	しらさぎ荘管理運営事業	62,053	C	1						1													3	市民の健康の増進及びレクリエーションの促進を図ることを目的とすると共に、本市と国内友好都市関係にある地元自治体との重要な交流の拠点施設としている。	ク	平成20年度の利用者一人あたりの概算コストは、指定管理者制度導入前の平成19年度と比較して1,698円減少し、更に平成21年度は1,576円減少しており、民間事業者のノウハウが活かされている。また、この施設は昭和54年の建築で新耐震基準に適合していないため平成24年度の診断及び平成26年度の設計など耐震化に係る経費並びに老朽化に伴う設備の改修費用などの状況を勘案することし、利用料金の見直しや利用者を増加させるための方策などを指定管理者と協議し更なるコスト削減に努めながら当面、平成26年度まで継続する。	0.4			1		1		市民総務課	ケ
46	保養施設管理運営事業	新治ファミリーランド管理運営事業	7,782	C	1						1													3	市民の健康の増進及び豊かな自然環境の中で余暇活動の充実を図ることを目的とすると共に、本市と国内友好都市関係にある地元自治体との重要な交流の拠点施設としている。	ク	平成18年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用したことにより、利用者一人あたりの概算コストは減少傾向にある。また、この施設はコテージとバンガローで構成され耐震的には問題はないと考えており、さらには利用者一人あたりの概算コストが低いことから、今後は、利用料金の見直しや利用者を増加させるための方策などを指定管理者と協議し更なるコスト削減に努めながら、継続する。	0.4			1		1		市民総務課	ケ
47	保養施設管理運営事業	見沼ヘルシーランド管理運営事業	99,099	C	1						1													3	市民の健康の維持・増進を目的とし、見沼の自然環境と温浴施設・スポーツ施設を複合した施設条件を最大限に生かし、より多くの市民に利用機会を提供する。	ク	この施設の利用者は指定管理者制度導入前の平成19年度と比較して、東浦和駅からの無料送迎バスや半額WEEKの導入など民間事業者のノウハウを活用したことにより大幅に増加し、これに伴い平成21年度には利用者一人あたりの概算コストも2分の1までに減少している。また、この施設は昭和62年の建築で新耐震基準に適合した建物であることから、今後は、利用料金の見直しや利用者を増加させるための方策などを指定管理者と協議し更なるコスト削減に努めながら、継続する。	0.4			1		1		市民総務課	ケ
48	戸籍住民基本台帳事業	局内等庶務事業	1,037	C																				1	局内の他部及び部内の他課に属さない局内の各種取りまとめ事業や、区役所の自衛官募集や寄附募集に係る事務の総合調整を行う。	ク	市民総務課の事務分掌として「局内の他部及び部内の他課に属さない事項」とあり、その目的を達成するため、消耗品費等の削減を図りながら、今後も引き続き継続する。	3.0			1		1		市民総務課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解			
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3		
49	交通災害共済還付事業	交通災害共済還付事業	1	C											1	1	ク	平成19年度末をもって終了した交通災害共済事業について、交通災害共済加入申込書を市外転出した後に納付した市民に対し、還付請求権のある平成24年度まで還付を行う。	ク	還付請求権のある平成24年度まで継続して還付を行う。				1				市民総務課	キ-2
50	防犯対策事業	防犯対策事業	32,460	C		1										2,4	ク	安全で安心な住みよい地域社会を実現するため「地域防犯ステーション」の活用や「青色防犯パトロール」の実施等、警察、区、自主防犯組織等との連携を図り、防犯に係る取組や情報交換、啓発活動を行う。	ク	犯罪の減少傾向を維持するため、市、警察、市民等が連携し、継続的にパトロールや広報啓発活動を行う必要がある。	3.0			1	1			交通防犯課	オ-8
51	交通安全推進事業	交通安全啓発事業	3,438	C		1										2	ク	交通事故の減少を図るため、ポスターやチラシの作成・配布や、キャンペーンの実施などの交通安全に対する啓発事業を行う。	ク	高齢者や自転車利用者の事故が増加している現状を踏まえ、今後、より効果的な方法を研究・検討しながら、啓発事業を継続的に行うことが必要である。	0.8			1	1			交通防犯課	オ-9
52	交通安全推進事業	交通安全指導事業	53,276	C		1										2	ク	交通事故の減少を図るため、小学校や高齢者団体などを対象に交通安全教室の実施や通学路等への交通指導員立哨活動を行う。	ク	高齢者や自転車利用者の事故が増加している現状を踏まえ、今後も事業の内容点検を随時実施しながら、より効果的な事業展開を検討するとともに、交通安全指導を継続的に行うことが必要である。	0.7			1				交通防犯課	オ-9
53	交通安全推進事業	交通安全補助事業	12,508	C		1										1,4	ク	交通事故の減少を図るため、事業費を補助することで交通安全団体の支援を行う。	ク	各交通安全団体との連携、情報交換に加え、多方面からの事業展開を補助するため、今後、より効果的な補助の方法を検討しながら、継続的に事業を行うことが必要である。	0.7			1				交通防犯課	オ-8
54	交通安全施設設置及び維持管理事業	道路照明灯設置事業	129,000	C		1										2	エ	夜間の交通事故防止のための道路照明灯の設置や老朽化による建替えを行う。照明器具には、省エネルギー型として高い効果が期待されるLED化の推進を図る。	エ	交通安全施設の設置及び管理は、交通事故防止のためには効果的であると考えられるため、今後も計画に沿って継続的に実施するものであるが、より円滑な事業の運営を図るため、道路建設及び管理事業所管課への事業移管がより効果的と考える。その場合、今後の計画・予算も引き継ぐものと考えます。	0.3			1				交通防犯課	ク-1
55	交通安全施設設置及び維持管理事業	道路反射鏡等設置事業	125,207	C		1										2	エ	交通事故防止のため、見通しの悪い交差点や屈曲等がある危険箇所道路反射鏡、また、危険箇所交差点及び通学路等に路面標示を施工する。	エ	交通安全施設の設置及び管理は、交通事故防止のためには効果的であると考えられるため、今後も計画に沿って継続的に実施するものであるが、より円滑な事業の運営を図るため、道路建設及び管理事業所管課への事業移管がより効果的と考える。その場合、今後の計画・予算も引き継ぐものと考えます。	0.2			1				交通防犯課	ク-1
56	交通安全施設設置及び維持管理事業	交通安全施設維持管理事業	520,063	C		1										2	エ	道路照明灯、道路反射鏡、路面標示等の交通安全施設を維持管理する。	エ	交通安全施設の設置及び管理は、交通事故防止のためには効果的であると考えられるため、今後も計画に沿って継続的に実施するものであるが、より円滑な事業の運営を図るため、道路建設及び管理事業所管課への事業移管がより効果的と考える。その場合、今後の計画・予算も引き継ぐものと考えます。	0.2			1				交通防犯課	ク-1
57	違法駐車防止対策事業	違法駐車防止対策事業	874	C		1										1	ク	交通安全のイベントなどで、チラシなど啓発品の配布により違法駐車防止重点地区の周知及び違法駐車防止を呼びかける。	ク	埼玉県警による駐車監視員制度が導入され違法駐車は減少傾向となったため、市業務委託による違法駐車への指導業務を廃止し、事業を縮小した。今後も埼玉県警との連携を密にし、違法駐車対策推進に努めていくものとして、啓発活動を中心に事業を継続するものです。今後の違法駐車状況により、さらなる事業の縮小を含め、方向性などを検討していきます。	0.1			1				交通防犯課	ア-1
58	自治振興事業	自治会運営補助事業	206,821	C												4	ク	地域住民の相互理解と融和を図るとともに、住みよい豊かな地域社会の形成に資する目的で、市自治会連合会、区自治会連合会及び単位自治会の運営経費の一部を補助する。	ク	継続して実施するが、自治会活動の支援のあり方については、今後検討する。	0.5			1	1		コミュニティ課	オ-9	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し			方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
59	自治振興事業	コミュニティ施設特別整備事業	72,693	C											1	4	地域における住民の自助、連帯意識を醸成するため、コミュニティ施設を整備し、もって住みよい地域社会の実現をめざすことを目的とし、自治会集会所の建設や増改築修繕、小公園整備、体育施設整備に対する経費の一部を補助する。	ク	住民の自助、連帯意識を醸成するため、今後も継続して事業を実施する。	0.5			1		1		コミュニティ課	オ-9
60	自治振興事業	コミュニティ助成事業	10,100	C											1	4	コミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を高める目的で、自治会へ補助する。	ク	市民のニーズがあるため、事業を継続する。	0.2			1		1		コミュニティ課	ク-1
61	自治振興事業	自治会加入促進事業	324	C	1											2	自治会未加入世帯への加入の働きかけをするため、さいたま市自治会連合会と共同で自治会加入促進リーフレットとポスターを作成する。	ク	引き続き、さいたま市自治会連合会との共同で自治会加入促進事業を継続するが、平成22年度からポスターの作成を隔年とする。	0.2			1				コミュニティ課	オ-9
62	自治振興事業	自治会功労者表彰事業	183	C												1	自治会での活動を通じて良好な地域社会の維持及び形成に寄与している自治会長を顕彰し、功績を讃えとともに、広く周知することにより、活発な自治会活動の推進を図る。対象は、7年以上在職の自治会長である。	オ	事業は継続するが、会場設営委託を廃止し、費用の削減をする。	0.3			1				コミュニティ課	ケ
63	自治振興事業	ふれあい広場事業	51	C				1								2	私有地の有効利用を促進することにより、コミュニティ活動の広場を設置し、明るい住みよい近隣社会の形成を助長することを目的とし、自治会等の要望により、市が土地所有者から用地を無償にて借り受け、ふれあい広場として指定し、管理については、自治会等が行う。	ク	地域コミュニティ活動の場の確保を図るため、今後も事業を継続する。	0.2			1				コミュニティ課	ク-1
64	自治振興事業	自治会掲示板設置事業	9,350	C												3	自治会のコミュニティ活動及び市政に関する広報を図る目的で掲示板の設置、修繕等をする。	ク	市からのポスター掲示等市政に関する広報を図るため、引き続き事業を継続する。	0.2			1				コミュニティ課	ク-1
65	自治振興事業	自治会回覧板作製事業	1,565	C	1			1								3	自治会のコミュニティ活動及び市政に関する広報を図る目的で自治会回覧板を作製する。	ク	市からの回覧物等、市政に関する広報を図るため、引き続き事業を継続する。	0.2			1				コミュニティ課	ク-1
66	自治振興事業	地域活動傷害見舞金事業	500	C												1	地域活動の円滑な振興を図る目的で、自治会が行う地域活動中に傷害を受けた者に対し見舞金または弔慰金を支給する。	ク	地域活動の円滑な振興を図るため、継続して事業を実施する。	0.2			1				コミュニティ課	ア-4
67	自治振興事業	コミュニティ協議会事業	1,130	C			1		1							4	さいたま市コミュニティ協議会は、市民相互のふれあい及び連帯感のある明るい豊かな住みよい地域社会を形成することを目的とする団体であり、コミュニティづくりの普及啓発、各種市民団体との総合連絡調整等の事業へ補助する。また、彩の国コミュニティ協議会には行政会員として加入している。	イ	市民活動団体のネットワークや団体活動の支援など、さいたま市コミュニティ協議会のあり方について検討する。	0.2			1		1		コミュニティ課	イ-1
68	自治振興事業	区民会議活動報告会	6	C												1	区民会議が、活動報告書を作成し、区長の意見を付して市長へ提出するための報告会を開催する。	ク	区民会議の成果を発表し情報交換を行う場であることから、引き続き、活動報告会を実施する。	0.3			1				コミュニティ課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性			職員数			提出調査			担当課	行革本部 の見解									
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)			該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3								
69	南浦和コミュニティセンター外 16施設管理運営事業	南浦和コミュニティセンター外 16施設管理運営事業	1,027,167	C	1										1										3	・コミュニティ活動・生涯学習活動等の市民活動の支援となる事業の企画及び実施 ・コミュニティ活動等の情報提供・相談業務など ・施設の貸出し	カ	・平成23年度からコミュニティ施設に3つのコア機能(生涯学習機能・地域交流機能・地域支援機能)が十分発揮されるような事業の取組みを実施するとともに、市民活動の推進と市民と行政の協働へと繋がる橋渡しを目指す施設としていく。 ・平成24年度から(仮称)武蔵浦和コミュニティセンターの管理運営経費が計上される。	2.9			1	1	1	コミュニティ課	ウ-2
70	南浦和コミュニティセンター外 16施設管理運営事業	(仮称)武蔵浦和コミュニティ センター整備事業	610,000	C																					3	武蔵浦和駅第1街区内に建設される公共棟の8階、9階にコミュニティセンターを整備する。 施設の概要は、多目的ホール(約200席)、集会室10室、音楽室5室、レクリエーションルーム2室を設置する。	ク	南区は、コミュニティ施設が低水準であるため、施設設置が必要である。	0.1			1			コミュニティ課	キ-2
71	市民活動等支援事業	市民活動及び協働の推進基金及び助成金事業	18,728	C	1																				1.4	市民活動に対する市民の支援が活発に行われる環境づくりに資するとともに、市民活動及び協働の推進に必要な事業の経費の財源にあてるために設置した「さいたま市市民活動及び協働の推進基金」を活用し、市民活動団体が実施する公益的な事業に対し、助成金を交付して市民活動を支援することにより、活力ある地域社会の実現を目指す。	ク	埼玉県との制度の棲み分けを検証しながら、継続していく。 基金の資源である寄附金を確保するための手段を確立する。	1.4	0.6	0.2	1		1	コミュニティ課市民活動支援室	ク-1
72	市民活動等支援事業	市民活動推進委員会運営事業	2,444	C																					2	市長の諮問に応じ、市民活動及び協働の推進に関し必要な事項を調査審議するために設置した市民活動推進委員会を運営し、市民活動および協働の推進に関する施策を検討する。	カ	平成22年度から開始したマッチングファンド事業に係る審査(一般助成事業、団体希望助成事業の団体登録および助成事業)を当委員会が行うため、開催回数を増やし、十分な審議の機会を設ける必要がある。	0.8	0.1	0.2	1			コミュニティ課市民活動支援室	ク-1
73	市民活動等支援事業	市民活動及び協働の推進に係る意識啓発事業	1,045	C	1																				1	市民活動や協働についての理解を深める機会として、市民を対象としたシンポジウムと職員を対象とした研修を実施している。 また、市民活動に関する外部研修への参加については、各区コミュニティ課職員の派遣を行い、職員の知識向上に努めている。	ク	市民活動や協働についての理解を深めるために継続して行っていくが、啓発事業の開催方法等の見直しを行う。	0.3	0.1	0.2	1		1	コミュニティ課市民活動支援室	オ-9
74	市民活動サポートセンター管理運営事業	市民活動サポートセンター管理運営事業	56,365	C																					3	市民活動(さいたま市市民活動及び協働の推進条例第2条第2号に規定する市民活動)を支援し、その活性化を図るための拠点施設である市民活動サポートセンターの管理運営として利用受付、市民活動に関する相談対応、講座の開催、交流イベントなどの事業を実施する。市民活動とは、「市民が地域又は社会における課題の発見及び解決のために、自発的かつ自主的に行う非営利で公益的な活動」をいう。	カ	市民活動サポートセンターは全市的な拠点施設として、センターの登録団体の少ない行政区等においても市民活動を支援するため、各区のコミュニティセンターと協力した事業を実施し、市民活動の支援のノウハウの提供や情報支援を行う。	2.0	0.1	0.2	1	1	1	コミュニティ課市民活動支援室	ク-1
75	コムナレ管理運営調整事業	コムナレ管理運営調整事業	194,365	C																					3	複合公共施設コムナレの維持管理(清掃や設備保守点検などの公共施設全体を一括して管理することが効率的な業務に限る。)及びコムナレ内各施設や商業施設、ビル管理組合等との調整並びに市民広場の管理運営に関する業務。	ク	複合公共施設コムナレ全体で効率的に維持管理を行っており、事業は継続とするが、今後も可能な限りコストの削減に努める。	0.5	0.1	0.2	1		1	コミュニティ課市民活動支援室	ク-1
76	男女共同参画推進事業	第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプランの進行管理事業	721	C	1																				2	「第2次さいたま市男女共同参画のまちづくりプラン」(2次プラン)における、男女共同参画の推進状況及び施策の実施状況を報告書にまとめ公表する。また、男女共同参画のまちづくりに関する調査研究並びに情報の収集及び分析を行い、市民及び事業者に対し広く情報提供を行う。	ク	国や県、各政令市においても、それぞれ基本計画が総合的かつ計画的に進められているか、その進捗状況を毎年度調査し、公表している。調査の実施方法や公表の手段については見直しを行ったところであるが、男女共同参画社会の実現に向けて、2次プランに基づく諸施策の進捗状況を毎年調査し、公表することは2次プランの実効性や透明性を確保するため重要であり、男女共同参画のまちづくり条例に基づき、進行管理事業を継続する必要がある。	0.9			1			男女共同参画課	ク-1
77	男女共同参画推進事業	啓発事業	13,068	C	1																				2	さいたま市は、性別にかかわらず、一人ひとりが人権を尊重しあい、個性と能力を十分に発揮し、共に参画できる男女共同参画社会の実現を目指している。この取り組みには、一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立った男女共同参画に関する理解を深める必要があるため、男女共同参画社会情報誌や職員研修などにより意識啓発の充実を図る。	ク	性別にかかわらず、一人ひとりが人権を尊重しあう男女共同参画社会の実現は、市民と協働して取り組むことが重要である。しかしながら、DV等を含む女性の悩み相談件数は毎年増加している。市民一人ひとりが人権尊重及び男女平等の視点に立ち、男女共同参画に関する理解を深める必要があるため、検討した結果、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例に基づく基本的施策として、引続き男女共同参画社会情報誌による啓発や職員研修を実施する。	1.2			1		1	男女共同参画課	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
78	男女共同参画推進事業	男女共同参画苦情申出処理・ 男女共同参画推進協議会事業	1,264	C	1								1.4	男女共同参画施策に対する苦情の申出について、苦情処理委員が中立、公正な立場で、適切かつ迅速に処理する。市長の諮問に応じて、男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項を調査審議する協議会の運営を行う。	ク	男女が対等な構成員としてお互いにその人権を尊重し、責任を分かち合うことができる男女共同参画社会を実現するために、さいたま市男女共同参画のまちづくり条例に基づく「苦情申出処理委員」や「男女共同参画推進協議会」は、市が実施する男女共同参画のまちづくりの推進に関する事項について、第三者の立場から調査・審議等を行う機関であり、それぞれが大変重要な役割を担っているため、今後も男女共同参画苦情申出処理・男女共同参画推進協議会事業を継続する必要がある。	1.2			1	1			男女共同参画課	ク-1
79	男女共同参画推進事業	DV防止対策事業	4,528	C	1	1							2.4	女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、特に配偶者からの暴力(DV)の被害者の多くは女性であることから、男女の人権の尊重と暴力を容認しないことを徹底するための啓発事業を実施するとともに、女性に対する暴力のないまちづくりを推進する。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)に基づき、本市の基本計画を策定する。	カ	本年度、DV防止法に基づき国の基本方針に即し、本市の基本計画を策定し、関係機関と更なる連携を図るとともに、配偶者等からの暴力の防止や被害者の保護や自立に向けた総合的な取り組みを強化し、支援を拡大していく。 なお、計画策定後の進行管理等については、類似事業との見直しを行ないながら実施する。	2.1			1	1			男女共同参画課	ク-1
80	男女共同参画推進センター等 管理運営事業	相談事業	20,040	C	1							1	1	センター、女・男プラザなどに相談員を配置し、生き方、家族、DV、人間関係などに関し、電話相談、面接相談を実施する女性の悩み相談、専門家による法律相談及び心の健康相談など、女性に関する総合的な相談を実施する。	カ	女性の悩み相談は、専門の相談員が対応しているが、相談件数が年々増加傾向にあるので、相談員の増員が必要である。また、危機管理に対する施設の改善も必要である。なお、婦人相談員の報酬及び活動費等については、引き続き国庫補助金を活用し、事業に要する経費を最小限に留めながらも、市民ニーズに対応するため、事業を拡大する。	2.0	0.5	9.0	1				男女共同参画課	ク-1
81	男女共同参画推進センター等 管理運営事業	情報収集・提供事業	879	C	1							1	1	市民や事業者に広報誌「鐘の音」やホームページなどにより、センターにおける講座・講演会や男女共同参画推進団体の活動などに関する情報を提供する。また、男女共同参画の推進に関する各種資料、出版物を収集・更新し、男女共同参画に必要な情報提供を行う。	ク	男女共同参画の推進にあたり、男女共同参画に関する専門図書を購入の際は、市民のニーズを精査しコスト削減を行うなどの事務改善を行い、引き続き、各種出版物の情報を収集し、幅広い情報提供を行う。	1.0	1.0	0.5	1				男女共同参画課	カ-3
82	男女共同参画推進センター等 管理運営事業	学習・研修事業	6,716	C	1							2	2	第2次プランに基づき男女共同参画社会についての学習機会を提供するため、男女共同参画に関する講座・講演会を開催する。重点事項として、男女がともに仕事と家庭生活を両立できる環境づくりに向け、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する講座を実施する。また、各分野で活躍できる人材を育成するため、女性のチャレンジを総合的に支援するための講座を行う。	ク	講座・講演会では、講座開催にあたり、講座の内容を充実させ、講師選定においては、コスト削減をするなどの事務改善を行い、引き続き、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくために、市・市民・事業者が互いに連携、協力しながら男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施する。	2.0	2.5	2.0	1	1			男女共同参画課	ク-1
83	男女共同参画推進センター等 管理運営事業	団体活動・交流支援事業	1,210	C	1							4	4	男女共同参画推進に関わる団体への情報提供や団体間の連携、交流に向けたネットワークづくりの促進などの支援を行う。また、男女共同参画推進団体で組織される協議会が企画、運営する「女・男フェスタさいたま」の開催を支援する。	ク	さいたま市の男女共同参画のまちづくりを推進するため、男女共同参画にかかる事業を実施する団体に対し補助金を交付しているが、それぞれの企画内容を再検討し、補助金額の見直しを行うなどの事務改善を行い、引き続き、補助金の交付を行う。なお、内容の充実を図るため、ネットワークづくりの促進や情報の提供を継続して実施する。	1.0	0.5	0.5	1	1			男女共同参画課	オ-8
84	消費者行政推進事業	消費生活相談事業	61,544	A	1	1						1	1	消費生活センターで、市民からの事業者トラブルに関する消費生活相談を、消費生活相談員が電話や来所による方法で受け、情報提供、助言、斡旋などの方法により解決する。	カ	消費生活相談件数は19年から20年にかけて減少しているが、相談内容は年々多様化・複雑化・長期化している。更に、昨年の消費者庁の創設により一般市民の消費者行政への関心が高まりつつあり、絶対に必要な事業である。今後は、新実施計画目標により25年度に1週間の相談時間を70時間に拡大する。	9.0			1				消費生活総合センター	ク-1
85	消費者行政推進事業	消費生活啓発事業	12,480	C	1	1						1	1	消費生活センターがリーフレットの配布、消費者団体との協働による消費生活展の開催、公民館、学校などへの消費生活出前講座及び消費生活講演会を開催し、消費生活に関する情報提供・知識啓得を図り、消費者の自立支援のための消費者教育・啓発を実施する。	オ	消費者行政活性化交付金を利用して、21～23年は特に啓発事業の充実を図った。24年度以降は、20年以前の様な出前講座等のセミナー事業が中心となることが予想され、25年度中には他部局との連携等を考慮し運営方法の見直しを図る。	3.0			1				消費生活総合センター	オ-9
86	消費者行政推進事業	多重債務者対策事業	2,756	C	1	1						1	1	多重債務相談は、これまでの消費生活相談でも行われていたが、平成22年度から「さいたま市多重債務者生活再建安心プログラム」に基づき、多重債務対策について市全体での包括的な支援に取り組むため、職員への周知を目的に研修会の開催及びチラシ、ポスターの作成等を行う。	カ	多重債務者対策は、金融庁の「多重債務問題改善プログラム」の「地方自治体への相談窓口の整備・強化」に基づいて各自治体が積極的に取り組んでいる事業である。本市では平成22年度から新たに体制を整備し、事業の拡大を行った。今後、制度の見直し・検討を繰り返し事業の継続及び拡大を目指す。	1.0			1				消費生活総合センター	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該当 なし			方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
87	六日町山の家管理運営事業	六日町山の家管理運営事業	76,789	C	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	ク	青少年の健全な心身の発達とさいたま市民の保養並びにレクリエーションの場としてのサービス提供を行うとともに、国内友好都市交流の拠点施設として、多様な交流の推進を図る。また、学校教育の一環として行われる自然体験活動を冬期の平日を中心に受け入れ、この部分の役割も担っている。	ク	平成21年度の利用者一人当たりの概算コストは前年度と比較して6,135円減少し、前年度に実施した大規模改修費用による影響を除いても利用者の増により大幅な縮減が図られている。また、指定管理者制度を導入していないため、今後の管理運営方法について検討するとともに、この施設は昭和49年の建築で新耐震基準に適合していないため、平成24年度の診断及び平成26年度の設計など耐震化に係る経費並びに老朽化に伴う設備の改修費用などの状況を勘案することとし、当面、平成26年度まで継続する。なお、自主イベントの開催だけでなく、施設の所在場所が南魚沼市街地にあるというメリットを活かし、さいたま市民と地元市民が常に交流できる場として施設の活用を図るなど利用者の拡大、増加に努める。	3.0	1.0	14.0	1	1	1	六日町山の 家	ケ
88	スポーツ企画事業	国際スポーツイベントの開催 支援・招致事業	794	C		1		1									ク	さいたま市にとって効果的な国際大会の開催・招致に向けた調査・研究及び情報収集を行うとともに、市内で競技が予定されている国際大会の招致実現に向けたPR活動や大会開催の周知等を図る。	ク	さいたま市における効果的な国際スポーツイベントの誘致や支援のあり方についての指針(案)を策定したが、平成22年度中に策定を予定しているスポーツ振興まちづくりに関する計画の中において再度、検討を行う。	0.5			1			スポーツ企 画課	エ-1
89	スポーツ企画事業	大原サッカー場・八王子ス ポーツ施設管理事業	12,605	C											1		オ	大原サッカー場及び八王子スポーツ施設管理棟の定期点検調査業務を行い、ファン・サポーターや施設利用者の安全を図るとともに、八王子スポーツ施設の運営を(財)さいたま市公園緑地協会への補助金として交付している。	オ	八王子スポーツ施設について、管理運営補助金の業務委託への変更と使用料の妥当性を検討する。 ホームタウン支援としての市有施設の統一的管理・運営を検討する。	1.0			1	1	1	スポーツ企 画課	オ-9
90	サッカーのまちづくり推進事 業	サッカーのまちづくり推進事 業	8,176	C				1							1		ク	「さいたま市サッカーのまちづくり推進協議会」を主体として、サッカーが盛んな地域特性とさいたま市をホームタウンとし、サッカーのまちのシンボルであるJリーグチーム浦和レッズ・大宮アルディージャを活用しながら、諸事業を実施する。	ク	「サッカーのまち さいたま」において、市民のスポーツ振興と本市のオリジナリティを生かしたシティーセールスの観点から、有効な事業を常にスクラップ・アンド・ビルドしていく。	2.0			1		1	スポーツ企 画課	オ-8
91	さいたまシティカップ開催事業	さいたまシティカップ開催事業	40,000	C				1							1		ク	サッカーを核としたスポーツのまちづくりを推進する事業の一つとして、世界の強豪クラブチームを招きさいたま市をホームタウンとするJリーグチームとの国際親善試合を開催し、多くの市民に世界のトップレベルのサッカーに触れてもらい夢や感動を与えると共に、さいたま市のイメージアップとPRを図る。	ク	さいたま市を国内外に広く発信する唯一かつ効果的なイベントであり方向性については継続とするが、今後も事業開催の方法、市民メリットの拡大、協賛金額の妥当性等について随時検証していくこととする。	2.0			1		1	スポーツ企 画課	ケ
92	産学官連携スポーツ振興事 業	産学官連携スポーツ振興事 業	793	C				1		1					1		ク	埼玉大学のスポーツ施設と学術機関としてのノウハウを活用した上で、民間活力と各競技団体等の協力を得て指導者講習会及びスポーツセミナーを実施する。	ク	企業、大学、さいたま市のそれぞれが、高いレベルの資源・財産等を持っており、それらの融合により、効率的・効果的な事業展開を図るとともに、総合型地域スポーツクラブ支援事業との整理を図る。	0.1			1			スポーツ企 画課	ク-1
93	さいたま市スポーツ振興まち づくり計画策定事業	さいたま市スポーツ振興まち づくり計画策定事業	8,644	C				1							1		キ	「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」の制定に伴い、さいたま市スポーツ振興まちづくり計画を策定し、その周知を図る。	キ	さいたま市スポーツ振興まちづくり計画は22年度中に策定予定であり、当事業の終了が見込まれる。	1.5			1			スポーツ企 画課	キ-1
94	体育館管理運営事業	体育館管理運営事業	373,584	C											1		ク	利用者が安全で使いやすい魅力ある体育館になるよう、指定管理者に対し、設備、管理運営の充実に向けた、きめ細かな点検、修繕、自主事業等の指導を行う。(浦和駒場体育館・大宮体育館・与野体育館・浦和西体育館・記念総合体育館)	ク	引き続き、指定管理者に対し、設備、管理運営の充実に向けた、きめ細かな点検、修繕、自主事業等の指導を行う。	1.0			1	1		スポーツ企 画課	ウ-2
95	武道館管理運営事業	武道館管理運営事業	141,047	C											1		ク	利用者が安全で使いやすい魅力ある武道館になるよう、指定管理者に対し、設備、管理運営の充実に向けた、きめ細かな点検、修繕、自主事業等の指導を行う。(大宮武道館)	ク	指定管理者に対し、設備、管理運営の充実に向けた、きめ細かな点検、修繕、自主事業等の指導を行う。	0.5			1	1	1	スポーツ企 画課	ウ-2
96	多目的広場整備事業	多目的広場倍増プロジェクト	5,824	C											1		ク	市有未利用地、市有農業施設、民有地、大学施設などを活用した、スポーツもできる多目的広場を整備するとともに、市民に身近な公園内の一角にボール遊びなどスポーツもできる「(仮称)スポーツふれあい広場」を整備する。また、都市公園内のグラウンド等の運動施設に個人利用ができる開放日を設け、だれもが気軽にスポーツができる機会を増やす。	ク	平成22年度中に策定予定の「(仮称)スポーツふれあい広場整備方針」に則って、適切かつ効果的に事業を実施しているか見直す。	1.2	0.8		1			スポーツ企 画課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該当 なし			方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
97	生涯スポーツ振興事業	スポーツ振興審議会開催事業	486	C												1	1	ク	審議会の更なる効果的な活用について検討する。	0.1			1				スポーツ企画課	ク-1
98	生涯スポーツ振興事業	臨時グラウンド管理事業	2,898	C												1	2	ク	引き続き、安全・安心して利用してもらうため、清掃等を委託するが利用団体にも自主的に草刈等ができるよう指導していく。	0.2			1				スポーツ企画課	ク-1
99	スポーツ企画事業	スポーツ表彰	110	C												1	1	ウ	体育賞との調整を今年度中に行うとともに、現状を維持し実施していく。	0.1			1				スポーツ振興課	ケ
100	学校体育施設開放事業	学校体育施設開放事業	20,587	C	1												4	カ	市内小中学校の地域開放がさらに利用しやすいものとなるよう設備と管理運営体制の充実を図るとともに、開放運営委員会の設置をさらに促進する。	1.1			1	1			スポーツ振興課	オ-8
101	生涯スポーツ振興事業	体育賞	1,462	C		1											1	ウ	被表彰者の把握方法などを検討を行い、現状の規模を維持し、実施していくとともに今年度中にスポーツ表彰との調整を図る。	1.0			1				スポーツ振興課	ケ
102	生涯スポーツ振興事業	総合型地域スポーツクラブ支援事業	568	C		1											1	カ	総合型地域スポーツクラブの認知度向上を図るとともに、クラブ運営の安定化を目指す。	0.6			1	1			スポーツ振興課	ク-1
103	生涯スポーツ振興事業	3on3バスケットボールフェスティバル	418	C			1	1									2	ア	各体育施設、関連スポーツ団体等では不可能である市全域を対象とした当該種目について、その競技事業を実施している	0.3			1				スポーツ振興課	ア-2
104	生涯スポーツ振興事業	レクリエーション協会事務事業	3,135	C													4	ク	レクリエーション協会への支援を通じ、市民一人ひとりの恒常的なスポーツ・レクリエーション活動への参加を推進する。協会主催事業としてレクリエーションフェスティバルや研修会、市民対象の普及事業(加盟団体の各種目)を実施している。また、加盟18団体主催による市民対象の教室・大会も実施している。	1.0			1	1			スポーツ振興課	オ-8
105	生涯スポーツ振興事業	さいたま市民体育大会業務	6,503	C													3	ク	市民体育大会は、広く市民がスポーツに親しみ、技術の向上と健康増進を図るとともに、明るく豊かな市民生活を築くことを目的として、野球・サッカーをはじめとする35の競技と小・中学生を対象とした大会を開催するものです。	0.2			1				スポーツ振興課	ク-1
106	生涯スポーツ振興事業	さいたま市シニアスポーツ大会業務	546	C				1									3	ク	市民がスポーツに親しみ、健康で明るく、生きがいのあるスポーツのまちづくりを目指す「一市民スポーツ」の一環として、シニアスポーツ大会を開催することにより、生涯スポーツの振興と市民の親睦を図る。	0.1			1				スポーツ振興課	ク-1
107	生涯スポーツ振興事業	(財)さいたま市体育協会支援業務	57,662	C													4	ク	さいたま市が推進するスポーツ振興の一翼を担うと共に、市民一人ひとりが積極的に多くのスポーツ活動に参加できるように、体育協会の一般的運営及び主催事業並びにスポーツ少年団の運営事業に対して支援を行う。	0.2			1	1			スポーツ振興課	オ-8

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)			(7)	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1			附 表 2	附 表 3
108	生涯スポーツ振興事業	区スポーツ振興会支援業務	3,000	C									1	4	区スポーツ振興会は、区民の健康増進とスポーツ・レクリエーションの普及振興を図ることを目的に、それぞれの区で特色のあるスポーツイベント等を企画・開催している団体であり、自治会連合会、体育指導委員連絡協議会各区支部、地区体育振興会等の地域スポーツ団体を中心として組織されている。行政としてその活動に財政支援を行っている。	ク	区単位のスポーツ教室、各種大会、スポーツ・レクリエーションフェスティバル等を開催し実績を上げている。また、区民まつりや区におけるスポーツ・レクリエーションイベントについても積極的に協力を行っている。一方で、区全体としての事業でないものも見られることから、区全体の事業としての拡大と、組織の充実を図る必要がある。	0.2			1		1		スポーツ振興課	ウ-3
109	生涯スポーツ振興事業	体育指導委員活動事業	8,344	A									1	1	地域のスポーツ振興のため市より委嘱された体育指導委員の養成や資質の向上を行う。	ク	今後もスポーツ振興法に基づき事業を実施する。	0.2			1			スポーツ振興課	ク-1	
110	生涯スポーツ振興事業	体育指導委員連絡協議会支援事業	2,844	C										1.4	さいたま市体育指導委員連絡協議会は、市より委嘱された体育指導委員(非常勤公務員)の職務遂行に寄与し、行政と体育指導委員と地域が連携してスポーツ・レクリエーションの振興を図るために組織された団体であり、自主事業の他に市主催事業や地域で開催される各種スポーツ・レクリエーションイベントへ協力している。	ク	体育指導委員連絡協議会は、スポーツ実技の指導から地域における多様なスポーツ・レクリエーション活動中心的役割を担う団体として必要であり今後も継続していくが、指導者としての資質の向上を図るとともに、市民のニーズにあった事業に取り組む必要がある。	1.0			1		1		スポーツ振興課	オ-8
111	生涯スポーツ振興事業	新体力テスト事業	13	C									1	1	埼玉県を通して文部科学省からの調査の依頼があり、実施する事業である。市民の体力・運動能力の現状を明らかにするとともに体育・スポーツの指導と行政上の基礎資料を得るための調査を行なう。対象は成人(20歳~64歳)と高齢者(65歳~79歳)に分類され、それぞれテストを実施している。	ウ	単独の事業ではなく、他のスポーツイベントの一部としての開催又は廃止について検討し、今年度中に結論を出す。	0.1			1			スポーツ振興課	ウ-3	
112	生涯スポーツ振興事業	地区体育振興会支援事業	10,235	C									1	4	旧大宮市と岩槻地域に組織された団体であり、地域に密着したスポーツ・レクリエーション活動を通して、市民の健康維持・スポーツ・レクリエーションの普及振興を図ることを目的としている。小学校や中学校の体育館・運動場を利用し、地区運動会やスポーツ・レクリエーション大会、スポーツ教室などの事業を行っている。	ク	地域に密着したスポーツ・レクリエーション事業として継続が必要であるが、区民を対象とした事業との連携及び調整することで、更に地域スポーツの普及振興を図っていきたい。	0.2			1		1		スポーツ振興課	ウ-3
113	生涯スポーツ振興事業	スポーツリーダーバンク・ボランティアバンク事業	0	C	1									1	スポーツリーダー(指導者)とスポーツボランティアを登録し、市民・イベント主催者の要請に応じて紹介を行う。運用は平成22年度より開始する。	ク	将来的には、(財)さいたま市体育協会などのスポーツ関係団体への事務の移管を検討する。	0.1			1			スポーツ振興課	ク-1	
114	スポーツ教室事業	スポーツ教室	157	C			1							1	スポーツ未経験者や初心者市民を対象に、各体育施設、各スポーツ団体により開催されることのない種目について、スポーツ教室を開催する。	ク	体育協会等との調整を行いながら現状の規模を維持し、実施していく。	0.2			1			スポーツ振興課	オ-10	
115	スポーツイベント事業	さいたまシティマラソン開催事業	14,000	C				1						2.4	市民をはじめ全国から集う参加者の自己実現と健康増進を図るとともに、大規模なスポーツイベントを開催することにより、市民のスポーツに対する意欲・関心を高めることを目的としてマラソン大会を開催する。本年度は、小学3年生以上を対象とする3kmの部と、15歳以上(中学生は含まず)を対象とする10kmの部の2部門を、岩槻文化公園をスタート・ゴールとするコースで実施する。	ク	開催場所の変更等が行われるが、現状の規模を維持し、実施していく。	1.3			1		1		スポーツ振興課	ケ
116	スポーツイベント事業	さいたま市・南会津町たていわ親善ツデーマーチ事業	1,488	C				1						1	「一市民スポーツ」の基本理念に基づき、健康体力づくり及び世代・地域を越えた交流の一環として、市民を参加募集し、会津高原の豊かな自然の中を2日間にわたり歩く。	ク	新規参加者の増加を図るため、効果的な広報を行い、継続して実施していく。	0.8			1		1		スポーツ振興課	オ-6
117	各種競技大会事業	スポーツ拠点づくり推進事業	5,000	C				1						4	財団法人地域活性化センターによる助成(年5,000千円)を受け(平成17年度~26年度の10年間の予定)、さいたま市で開催される全日本選抜高等学校パワーリフティング選手権大会をパワーリフティング競技に取り組む高校生の憧れとなる大会とし、さいたま市のスポーツ振興と地域の再生に寄与する。	ク	引き続き事業を継続していくが、平成26年度以降の事業継続のあり方について検討していく必要がある。	0.5			1		1		スポーツ振興課	キ-2

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
118	文化行政推進事業	文化財産等取得選考委員会	252	C				1					1	文化財産等(美術品等を除く)の取得に関する選考を適正に行うため設置する。委員会は、有識者3人、市民代表2人の5人で構成されている	ク	文化財産等取得基金の効率的な活用のため、開催方法や事務等について改善しつつ、継続して行く必要がある。	0.2			1				文化振興課	ク-1
119	文化行政推進事業	(仮称)さいたま市文化都市創造条例	174	C				1					1	総合的かつ持続的な文化振興を図るため、(仮称)さいたま市文化都市創造条例を制定する。	キ	平成23年2月議会に上程し、3月に条例制定のため。	0.5			1				文化振興課	キ-1
120	文化行政推進事業	文化・芸術まちづくり創造事業	174	C				1					1	芸術や文化の持つ創造性を活かして、新たな都市の魅力を高め、まち全体を活性化させるため、新規建設事業費(一般財源ベース)の1%を文化芸術に充てる仕組みづくりをし、さいたま市のまちづくりに寄与する。	カ	H22年度内に、検討委員会において実施事業について検討し、H23年度に実施していく予定である。	0.5			1				文化振興課	ク-1
121	文化行政推進事業	市民ギャラリー	2,144	C	1			1					1	本庁舎東側広場内の市民ギャラリーを無料で貸し出す市民ギャラリー事業	ク	市民ニーズは高く、費用効果の高い事業であるため、継続とする。	0.1			1				文化振興課	カ-2
122	文化行政推進事業	地域創造負担金	5,333	C		1							1	地域における創造的で文化的な表現活動のための環境づくりのため、芸術文化振興くじの分担金を事業の実施主体である(財)地域創造に納付する。	ク	文化芸術の振興による創造性豊かな地域づくりに活用されているため、継続していく。				1				文化振興課	オ-5
123	文化行政推進事業	大都市文化行政会議	33	C		1		1					1	年に1回、全国の大都市(19都市)会議に参加(幹事年は開催)し、文化行政全般の課題や施策などの情報交換を行い、より効果的な文化行政を行う。	ク	政令市間での情報交換は、文化行政の推進に必要であり、引き続きこの会議で得た情報を有効に活用し、継続していくこととする。				1				文化振興課	ク-1
124	文化行政推進事業	庶務的事務	477	C		1		1					1	課内職員の旅費の支給や消耗品の管理を行う。	ク	庶務事務は業務上必要であるため継続とし、より効率的な事務ができるよう努めていく。				1				文化振興課	ク-1
125	文化芸術振興事業	さいたま市民文芸	2,168	C				1					1	広く市内の文芸創作活動を促すとともに、優れた作品を市民に提供し、本市における文芸活動の普及向上を図ることを目的とし、「さいたま市民文芸」を刊行する。	ク	昭和48年度から続いており、市民への浸透度が高く、また市民ニーズも高いため、事務改善等を行いながら継続していく。	0.3			1				文化振興課	オ-9
126	文化芸術振興事業	こども文化祭	372	C				1					1	文化芸術の発表や鑑賞機会の拡充を図るため、市内で活動している子どもを中心としたグループへ発表の場を提供することにより、さいたま市の明日の文化を担う子どもたちを育て、さいたま市の文化振興に寄与することを目的として開催されている「こども文化祭」に補助金を交付する。	ク	事務の改善等に努め、こどもの文化芸術発表の場として継続とする。	0.1			1				文化振興課	オ-8
127	文化芸術振興事業	市民音楽祭	1,280	C				1					1	音楽の普及発展と市民の芸術への参加意欲を喚起することを目的として、出演者自らが中心となって作る「市民音楽祭」に補助金を交付する。	ク	参加希望者が多く、参加者(市民)が中心となって運営しており、目的からすると効果の高い事業であるため、事務改善に努めつつ、継続とする。	0.2			1				文化振興課	オ-8
128	文化芸術振興事業	さいたま市民文化祭	210	C				1					2	多くの市民に発表の場を提供するとともに、市民の芸術文化活動への参加意欲を喚起することを目的とし、市内の芸術・文化団体及び公法人が実施する10月～11月を中心に市内で開催される芸術文化事業から参加を募り、参加事業を「(西暦)さいたま市民文化祭」と冠し、参加事業を掲載したパンフレットを作成する。	ク	市民の文化芸術活動の広報媒体として効果的であるため、事務改善に努めながら継続していく。	0.1			1				文化振興課	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)											実 施 方 法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性			見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3		
129	文化芸術振興事業	名曲コンサート&プライマリーコンサート	3,350	C				1							4	(財)産業文化センターとの協定書(負担金)により、(名曲コンサート)クラシック音楽会を開催し、市民への音楽鑑賞機会を提供することで、音楽文化の向上を図る。(プライマリーコンサート)市内小中学校に、日本フィルハーモニー交響楽団のメンバー(弦楽・金管・木管)を派遣し、演奏会を開催することで、児童・保護者・地域の方々に、生の音楽を鑑賞する機会を提供する。	ク	市民・学校からのニーズが高く、費用対効果も高い事業であるため、事務改善に努めながら継続していく。	0.1			1				文化振興課	ク-1
130	文化芸術振興事業	さいたま市美術展覧会	6,200	C		1		1							4	広く市民の美術思想の普及と創造的表現力の開発をはかり、さいたま市の文化芸術の振興を目的として開催している。「さいたま市美術展覧会」実行委員会に補助金を交付する。	ク	「市展」として長年の実績があり、文化芸術の振興に大きく寄与している事業であるため、事務改善に努めながら継続とする。	1.3	0.2	1				文化振興課	オ-9	
131	文化芸術振興事業	さいたま市文化事業補助金	9,419	C				1							4	市民の自主的な文化芸術活動の促進と、本市の文化芸術の振興を図るため、市内に事務所を置き活動する文化芸術関連団体が市内で実施する文化事業に対し、さいたま市文化事業補助金を交付する。	ク	補助金の交付により、本市の文化芸術の振興が図られるため、事務改善に努めながら継続する。	0.2			1			文化振興課	オ-8	
132	文化芸術推進事業	さいたま市文化協会	1,488	C				1							4	さいたま市における文化団体の連絡調整を図り、市民文化の向上に資する事を目的として設置されたさいたま市文化協会にさいたま市文化協会補助金を予算の範囲内において交付する。	ク	さいたま市文化協会は、さいたま市の文化向上、さいたま市内の文化団体の連絡調整を行っており、今後もより効率的な運営ができるよう助言しながら、継続とする。				1			文化振興課	オ-8	
133	文化芸術推進事業	さいたまシティオペラ	0	C				1							4	さいたま市民による「市民オペラ」の普及発展を図り市民相互の心のふれあいの場とするとともに、本市の文化芸術の振興を図るため設置されたさいたまシティオペラに、さいたまシティオペラ補助金を予算の範囲内において交付する。	ク	市民が身近なところでオペラ鑑賞ができ、観客の動員も順調であるが、より多くの市民にPR等できるよう努め、継続とする。				1			文化振興課	イ-4	
134	スポーツ文学賞事業	スポーツ文学賞事業	10,704	C				1							2	文化芸術活動やスポーツが盛んな都市イメージを生かしながら、スポーツの感動を活字によって伝え、スポーツ文学という新たなジャンルを発展させることを目的に、全国からスポーツをテーマとした文学賞・エッセイ賞の作品を募集し、選考、表彰、作品集の刊行を行う。	ク	スポーツ文学賞は、さいたま市が独自に行っている事業であり、市のイメージアップにも貢献している。より本事業のPRを充実させながら継続していく。	0.3			1			文化振興課	ア-5	
135	文化財産等取得基金積立金	文化財産等取得基金積立金	2,259	C				1							5	さいたま市の文化芸術振興のため、美術品の取得の他、さいたま市の魅力ある資源である「緑の文化」「スポーツ文化」「漫画」「ユーモア文化」「人形文化」「鉄道文化」に関連した文化財産等の取得するために設置された「さいたま市文化財産等取得基金」の運用管理を行う。	ク	さいたま市の文化芸術の振興を目的としている基金のため、適切な運用管理に努め、継続とする。				1			文化振興課	ク-1	
136	鉄道文化振興事業	JRおおみや鉄道ふれあいフェア	1,287	C				1							2	さいたま市の代表的な文化の一つである「鉄道文化」の振興及び普及啓発を図るため、JRおおみや鉄道ふれあいフェアへ参加協力をを行う。	ク	鉄道文化は、さいたま市固有文化のひとつであり、費用対効果も高い事業であるため、実施内容等について検討しながら、継続していく。	0.5			1			文化振興課	ク-1	
137	漫画会館管理運営事業	漫画会館管理運営事業	17,764	C				1							1	漫画文化の振興と市民文化の発展を図るため、近代漫画の先駆者である北沢楽天及び漫画に関する資料の収集、整理、保存、展示を行う。	ク	指定管理者制度の導入を検討しつつ、漫画・ユーモア文化振興の拠点施設として、継続して管理運営していく。	3.0	2.0	1	1			文化振興課	カ-2	
138	文化会館管理運営事業	文化センター管理運営事業	350,177	C	1	1			1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るため、指定管理者制度により、さいたま市文化センターの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.4	0.1		1	1		文化振興課	ウ-2	

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)										実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	該当 なし			方向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時	様 式 2	附 表 1	附 表 2			附 表 3	
139	文化会館管理運営事業	市民会館うらわ管理運営事業	128,635	C	1	1			1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るため、指定管理者制度により、さいたま市民会館うらわの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.1	0.1		1	1				文化振興課	ウ-2
140	文化会館管理運営事業	市民会館おおみや管理運営事業	102,021	C	1	1			1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るため、指定管理者制度により、さいたま市民会館おおみやの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.2			1	1				文化振興課	ウ-2
141	文化会館管理運営事業	市民会館いわつき管理運営事業	109,185	C	1	1			1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るため、指定管理者制度により、さいたま市民会館いわつきの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.1			1	1				文化振興課	ウ-2
142	ブラザース外1施設管理運営事業	ブラザース管理運営事業	240,610	C	1				1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民のコミュニティ活動の場として、指定管理者制度により、さいたま市地域中核施設ブラザースの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.5	0.2		1	1				文化振興課	ウ-2
143	ブラザース外1施設管理運営事業	ブラザウエスト管理運営事業	337,644	C	1				1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民のコミュニティ活動の場として、指定管理者制度により、さいたま市地域中核施設ブラザウエストの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.5			1	1				文化振興課	ウ-2
144	ブラザース管理運営事業	ブラザース管理運営事業	852,156	C	1				1	1					3	市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民のコミュニティ活動の場として、指定管理者制度により、さいたま市地域中核施設ブラザースの管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.5			1	1				文化振興課	ウ-2
145	盆栽四季の家管理運営事業	盆栽四季の家管理運営事業	18,370	C	1				1	1					1	市民文化の向上と福祉の増進を図るとともに、市民の憩い及び相互交流の場として、さいたま市盆栽四季の家の管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.5	0.3	3.7	1	1				文化振興課	ウ-2
146	恭慶館・氷川の杜文化館管理運営事業	氷川の杜文化館管理運営事業	38,389	C	1				1	1					3	伝統文化に関する活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、もって伝統文化の普及及び伝承を図り、市民文化の向上に寄与するため、指定管理者制度により、氷川の杜文化館の管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.1			1	1				文化振興課	ウ-2
147	恭慶館・氷川の杜文化館管理運営事業	恭慶館管理運営事業	8,949	C	1				1	1					3	伝統文化に関する活動の場を提供するとともに、市民相互の交流を促進し、もって伝統文化の普及及び伝承を図り、市民文化の向上に寄与するため、指定管理者制度により、恭慶館の管理運営を行う。	ク	より一層の市民サービスの向上と適正な管理運営の確保に努める。	0.1			1	1				文化振興課	ウ-2
148	(仮称)岩槻人形会館整備事業	(仮称)岩槻人形会館整備事業	1,418,961	C					1						2	日本人形を中心とした展示や調査・研究等を通じ、本市の特色である人形文化の振興、そして、観光振興、産業振興等に寄与する施設として整備する。	ク	平成22年度に予定する管理運営実施計画の策定にあつては、地域資源(周辺関連施設等)や人的資源(関係団体、ボランティア等)を有効に活用し、無駄なく効率的な実施計画となるよう検討する。	4.0			1					文化施設建設準備室	キ-2
149	大宮盆栽美術館管理運営事業	大宮盆栽美術館管理運営事業	80,795	C	1				1						2	盆栽その他の盆栽文化に関する資料等を収集し、国内外に向け発信するとともに、盆栽村に訪れる人々に対し、世界に誇る盆栽の銘品に触れ合う機会を提供し、盆栽の楽しみ方や技を紹介することを目的に、盆栽文化の振興・活用や観光振興として平成21年度に開館した大宮盆栽美術館の管理、運営を行う。	ク	貴重な地域資源である「盆栽文化」の総合的な調査研究を行い、気軽に盆栽文化に触れる場を設け、展示や発表を通して国内外に情報を発信することで、盆栽文化の振興を図るとともに、周辺関連施設との連携を図り、観光振興にも寄与する拠点施設として、事業を継続する。	10.0	0.8		1	1				大宮盆栽美術館	オ-9

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)							実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解				
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1	附 表 2	附 表 3
150	区役所管理事業	区役所管理事業	882,176	C									1		2	区行政の拠点である区役所庁舎の維持管理等を行う。	ク	区行政の拠点である区役所庁舎の維持管理等を行うことは必要不可欠なことから「継続」とするが、委託業務内容の実施方法などについて見直しを行う。	32.9	6.3	3.0	1				区政推進室	ク-1
151	区役所管理事業	区役所あり方見直し事業	594	C										1	1	学識経験者、市民代表者、市職員等により構成される「区役所のあり方検討委員会」において、区役所が果たすべき役割・機能や業務、組織のあり方などの見直しを行う。	ク	継続とするが、平成23年度以降は、今年度委員会において示される方向性に基づき、内部職員による検討とする。	1.8	0.8		1				区政推進室	ク-1
152	区役所管理事業	区役所管理事業(総合案内窓口業務)	112,991	C											3	総合案内業務として、区役所等への来庁者の窓口案内や、区民課窓口申請書類等の記載方法、申請手順などに係る案内、また、情報公開コーナーでの行政資料の整理、閲覧、貸出しおよび有償頒布に関する業務などを行う。	ク	市民へのあいさつや、わかりやすい説明等の接遇態度、適切な案内など、初年度となるH22年度の実績に基づき、改善点を検討する。	1.0			1				区政推進室	ク-1
153	区役所管理事業	区役所管理事業(武蔵浦和第1街区公益施設棟開設準備事業)	1,380,000	C											2	武蔵浦和第1街区市街地再開発事業(UR都市機構施行)として建設する複合公共施設、及び駐車場が、平成23年度末竣工(予定)するのに合わせて、南区役所が入居移転するために必要な、保留床等の取得、並びに開設・運営の準備を行う。	ク	社会情勢に見合った事業費算定、並びに庁内検討を充実し、効率的な事業推進を検討する。	1.0			1				区政推進室	キ-2
154	区役所管理事業	区役所管理事業(電動アシスト付自転車導入事業)	8,268	C										1	1	国の平成21年度第1次補正予算において地域グリーンニューデール基金が創設され、さいたま市では、同基金に基づく補助金の交付を受け、地球温暖化対策事業等を一層推進することとなった。 この事業の一環として、ISO14001を推進している全区役所に電動アシスト自転車を導入し、それを積極的に活用することで、CO2排出量の削減を図る。	キ	当該事業は特定財源を活用した事業として、各区で必要と考えられる電動アシスト自転車の導入を図ることから、本年度限りとする。	0.1			1				区政推進室	キ-1
155	区役所管理事業	区役所窓口の土日開設	3,915	C			1								1	単身世帯や共働き世帯の増加等、社会状況は変化し、これまでの平日を基本とした窓口運営では、必要な行政手続きを行うことが困難な市民が増加しているため、転入・転出等に係る行政手続の需要が増加する繁忙期(3月末から4月初)の土日に、区役所窓口を開設し一部業務を取扱う。	ク	平成20年3・4月及び平成21年3・4月に試行を行い、平成22年3・4月から本格実施としたところであり、現時点での見直しは時期尚早と考える。また、さいたま市以外の全ての関東指定都市においては、通年で月1~2回区役所を開庁しており、さいたま市も通年開庁の必要性を検討することが必要である。 区役所窓口を開設するには、開庁経費としての庁舎管理経費の他、業務を行うためのシステム経費、振替対応が不可能な場合の人員費がかかる。区政推進室で予算を所管している庁舎管理経費は記載したとおりだが、その他にかかるシステム経費・人員費を考慮に入れた上でこの事業の見直しを行った。	6.3			1				区政推進室	ク-1
156	区役所ISO14001推進事業	区役所ISO14001推進事業	5,061	C				1						1	1	各区役所において、環境マネジメントシステムの国際規格である、「ISO14001」の認証を取得し、住民サービス提供の拠点である区役所が環境に配慮した活動を積極的に行うもの。	オ	環境マネジメントシステムを定着化させ、さらに、区役所で構築した環境マネジメントシステムの自主的な、管理・運営を強化し、支援業務委託業務の縮減を行う。	2.0			1				区政推進室	オ-11
157	区まちづくり推進事業	区まちづくり推進事業	117,000	C											1	各区の事業所管課が実施する交通安全施設維持管理及び土木緊急修繕等について、追加的なニーズ、緊急対応が生じた場合に、本予算を区政推進室より再配当するものである。	ク	追加・緊急的な交通安全施設維持管理及び土木緊急修繕等で、より早急な対応を可能とする機動的な予算配当方法を検討する。	0.2			1				区政推進室	ク-1
158	戸籍住民基本台帳事務事業	戸籍住民基本台帳事務事業	138,623	A										1	2	行政サービスの礎となる戸籍簿や住民基本台帳の管理についての事務を行う。	ク	法令で定められている業務であるため、なお、事務自体は継続とするが、事務の効率化、迅速化を図るため、民間委託する事務をさらに拡大するなどを検討する。	1430	51.0	12.0	1				区政推進室	ク-1
159	戸籍住民基本台帳事務事業	印鑑登録事務事業	13,335	C										1	1	不動産の登記や自動車の登録等の際に広く利用されている印鑑登録証明書発行のための事務を行う。	ク	法令で定められた業務ではないが、全国全市区町村で行われている事務であり、公証事務の中でも重要な事務であるため。	2.0			1				区政推進室	ク-1

事務事業総点検<改革のカルテ>

担当局 市民・スポーツ文化局

通番	事務事業名	事業名	H22年度 予算額 (千円単位)	事業 類型	見直しの判断基準(メルクマール)								実施 方法	事業の概要 (目的・内容)	見直しの方向性		職員数			提出調書			担当課	行革本部 の見解		
					(1)	(2)	(3)	(3)	(3)	(3)	(4)	(5)			(6)	(7)	該 当 な し	方 向 性	見直し内容	正 規	再 任 用	臨 時			様 式 2	附 表 1
160	住居表示事業	住居表示事業	8,915	C			1		1					2	住所の表示を、土地の地番と切り離れた「住居表示」とするとともに、区画整理等の換地処分に合わせて、町名地番変更を行うことにより、わかりやすい住所の表示とする。また、住居表示板の新規設置及び維持管理を行う。	ク	旧大宮市の大部分で住居表示が実施されておらず、また、市街地の拡大に住所の整備が追いついておらず、住所の混乱により郵便物の運配・誤配等の問題が生じており、住居表示の実施が求められている。さいたま市発足後、住居表示を実施した実績はないが、今後、市全域で住居表示を実施するには膨大な費用、期間及び人員がかかるが見込まれるため、方針の策定を検討していく。	2.0			1				区政推進室	ク-1
161	自動交付機維持管理事業	自動交付機維持管理事業	11,236	C			1	1	1	1				3	各区役所及び公共施設に16台設置した自動交付機により、休日夜間にも証明書発行事務を行うことで、市民サービスの向上を図る。	オ	郵便局、支所・市民の窓口、コンビニでの証明書交付等、総合的に業務を勘案し、事務改善の可能性について検討する。また、PRを積極的に行い、利用件数の増加を図る。	2.0			1				区政推進室	ケ
162	郵便局証明書等発行事務事業	郵便局証明書等発行事務事業	12,226	C			1	1	1	1				3	郵便局株式会社との協定により、市内72郵便局に住民票等の証明書発行事務を委託し、自宅に近い場所で証明書を取得できることで、市民サービスの向上を図る。	イ	支所・市民の窓口、自動交付機、コンビニでの証明書交付等、総合的に業務を勘案し、取扱郵便局の適正配置について見直しを行う。	2.0			1				区政推進室	ケ
163	支所等管理運営事業	支所等管理運営事業	91,372	C	1			1	1					1	区役所から離れた地域の市民の方の利便を図るため、支所及び市民の窓口を設置し、各種行政サービスを提供する。	ク	郵便局、自動交付機、コンビニでの証明書交付等、総合的に業務を勘案し、事務改善の可能性について検討する。	84.0	7.0	2.0	1				区政推進室	ケ